

6次産業化サポート事業

【369（320）百万円】

対策のポイント

6次産業化の取組拡大に向け、広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供及び啓発セミナーの開催等を支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化の取組を全国的に推進することが必要です。
- ・このため、広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等をきめ細かくサポートできる人材の選定・派遣、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供や啓発セミナーの開催等を行うとともに、地場食材を活用した介護食品（スマイルケア食）等の取組を拡大するための支援等を行います。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(4.7兆円(平成25年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大
(1.9兆円(平成25年度)→3.2兆円(平成32年度))

<主な内容>

6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業を総合的にサポートするため、以下の取組を実施します。

1. 広域で6次産業化に取り組む事業者向けの支援 159（114）百万円

広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談に対応するとともに、専門性の高いアドバイスを行うため、6次産業化中央サポートセンターによる6次産業化プランナーの選定・派遣について支援します。

2. 商談会等開催支援 49（49）百万円

6次産業化事業者の販路拡大のため、広域の商談会等の開催を支援します。

3. 6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進 18（18）百万円

地域のモデルとなる6次産業化ネットワーク活動を全国的に展開していくため、情報交換会の開催や優良事例の収集・分析、実施モデルの作成等を支援します。

4. 6次産業化情報提供支援 8（8）百万円

各地の6次産業化の取組等を調査し、6次産業化の関係者に対し、定期的に紹介する情報誌「6チャネル」の発行等を支援します。

- 5. 6次産業化・新産業の創出促進** 60（60）百万円
農林漁業者等と異業種の事業者間の連携により、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査の実施について支援します。
- 6. 6次産業化促進技術対策** 26（16）百万円
異業種連携による新商品開発の促進に寄与するため、農林漁業者等や異業種の事業者等が参画するセミナー・相談会の開催や、食品の機能性の研究者等を紹介するデータベースの整備を支援します。
- 7. 食材開拓フェア等開催支援** 7（7）百万円
広域的に利用が進んでいない地域食材を開拓し、外食・中食事業者等に向けた、利用促進のための産地懇談会や都市部での食材開拓フェアの開催を支援します。
- 8. 国産食材利活用情報提供支援** 7（7）百万円
利用が進んでいない地域食材の事例を調査し、産地・食材加工情報等をとりまとめ、外食・中食事業者等に向けて情報提供を行う取組を支援します。
- 9. 地場産食材を活用した栄養改善等の取組の推進** 34（-）百万円
地場産食材を活用した低栄養の予防を含めた栄養改善のための事業者の取組等を推進するため、優良事例の収集、研修会等の開催、栄養改善のための食品の普及状況等の調査の実施やその結果等の発信を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：			
1～4の事業	食料産業局産業連携課	（03-6744-2063）	
5～6の事業	〃 知的財産課	（03-6738-6442）	
7～8の事業	〃 食文化・市場開拓課	（03-6744-7177）	
9の事業	〃 食品製造課	（03-6744-2249）	

6次産業化サポート事業

【平成28年度予算概算決定額 369(320)百万円】

6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業を総合的にサポートするため、6次産業化プランナーによる個別相談、農林漁業者等と流通業者等との商談会、優良事例の収集、情報提供等を支援します。

マーケティングや品質管理など、専門性の高い分野について、アドバイスを受けたいなあ…



農林漁業者

6次産業化の取組で開発した新商品の販売先を見つけるたいなあ…



6次産業化プランナー

6次産業化の取組を更に進めるため、参考となる事例がほしいなあ…

このような方々のために、以下の支援メニューを用意しています。

1. 6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する個別相談支援

都道府県域を超えるなど広域で事業を展開される方や、専門分野に関するアドバイスが必要な方に対して、「6次産業化中央サポートセンター」から6次産業化プランナーを個別に派遣します。

(個別相談例)

- ・6次産業化・地産地消法にもとづく総合化事業計画の策定のアドバイスや取組のフォローアップを行います。
- ・販路開拓やブランディング等の専門分野に関するアドバイスを行います。



2. 農林漁業者等と流通業者等との商談会の開催

商談会を複数の地域で開催し、6次産業化の取組により開発された新商品の販売先を探している農林漁業者等と流通業者等とのマッチングの機会を作ります。



(参考)平成27年度の開催場所・時期

青森市(11/10~11)、名古屋市(1/25~26)、鹿児島市(10/20~21)

3. 6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進

多様な事業者が参画した先進的な取組を全国的に展開していくため、

- ① 6次産業化の関係機関を対象とした情報交換会の開催
- ② 実践モデルの作成やこれを活用した農林漁業者向けの啓発セミナーの開催
- ③ 優良事例の収集・分析、優良事例発表会の開催等を行います。

【平成26年度表彰事例】



みかんの糖度・味にこだわった高付加価値

みかんジュースを開発し、高級百貨店等で販売。

4. 6次産業化情報提供支援

6次産業化に関する施策やその効果の普及啓発のため、情報誌(6チャネル)、ホームページ、メールマガジンにより取組などを紹介します。

5. 事業化可能性調査

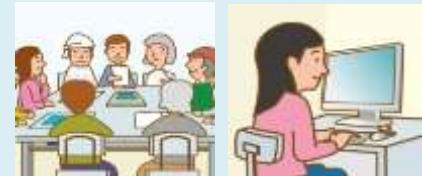
農林漁業者等と異業種の連携により開発される新商品や新たなサービスについて市場調査等を実施し、事業化可能性の整理・分析を支援します。



研究段階を終えた後の事業化の前段階を支援

6. 6次産業化促進技術対策

異業種連携による新商品開発の促進に寄与するため、農林漁業者等や異業種の事業者等が参画するセミナー・相談会の開催や、食品の機能性の研究者等を紹介するデータベースの整備を行います。



新産業創出のための異業種連携を推進する取組を支援

7. 食材開拓フェア等の開催

外食・中食事業者等が、新たなメニュー開発や商品開発等を行うための機会を設けるため、産地での懇談会や都市部での食材開拓フェアを開催します。

産地懇談会



食材開拓フェア



8. 国産食材利活用情報の提供

外食・中食に適した地域食材を調査し、外食・中食事業者等に向けて、利用促進のための情報提供を行います。

地域食材の情報



外食・中食に活用



9. 地場産食材を活用した栄養改善等の取組の推進

地場産食材を活用した低栄養の予防を含めた栄養改善のための事業者の取組等を推進するため、優良事例の収集、研修会等の開催、栄養改善のための食品の普及状況等の調査の実施やその結果等の発信を支援します。

- ・栄養改善ビジネスに関する情報の提供・発信
- ・スマイルケア食(新しい介護食品)に関する優良事例収集や研修会、全国アンケートの実施

農林漁業成長産業化ファンドによる出資等の支援（財投資金）

対策のポイント

農林漁業者等が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援を実施します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るために、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化の取組を推進することが必要です。
- ・このため、(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)を通じて、農林漁業者等が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援を実施します。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(4.7兆円(平成25年度) → 10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大
(1.9兆円(平成25年度) → 3.2兆円(平成32年度))

<主な内容>

出資枠 150億円
貸付枠 50億円

(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)を通じ、農林漁業者等が主体となって流通・加工業者等と連携する取組に対して、資本の提供と経営支援を一体的に実施します。また、6次産業化に取り組む農林漁業者等の販路開拓等を支援する事業者を新たに出資対象に追加するなど、A-FIVEの直接出資も積極的に活用します。

(事業実施主体：株式会社農林漁業成長産業化支援機構)

[お問い合わせ先：食料産業局産業連携課 (03-6744-2076)]

農林漁業成長産業化ファンドによる出資等の支援

【出資枠 150億円 貸付枠 50億円】

農林漁業者等の皆様が主体となって、流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対して、出資等による支援を行います。

生産から加工品の製造・販売まで一體的な事業を展開したい！



原料を安定的に確保できるようにして、商品の販路拡大に取り組みたい！

このような課題を持つ農林漁業者等や製造事業者等の皆様が、6次産業化に取り組みやすくするため、**ファンドによる出資等の支援**を用意しています。

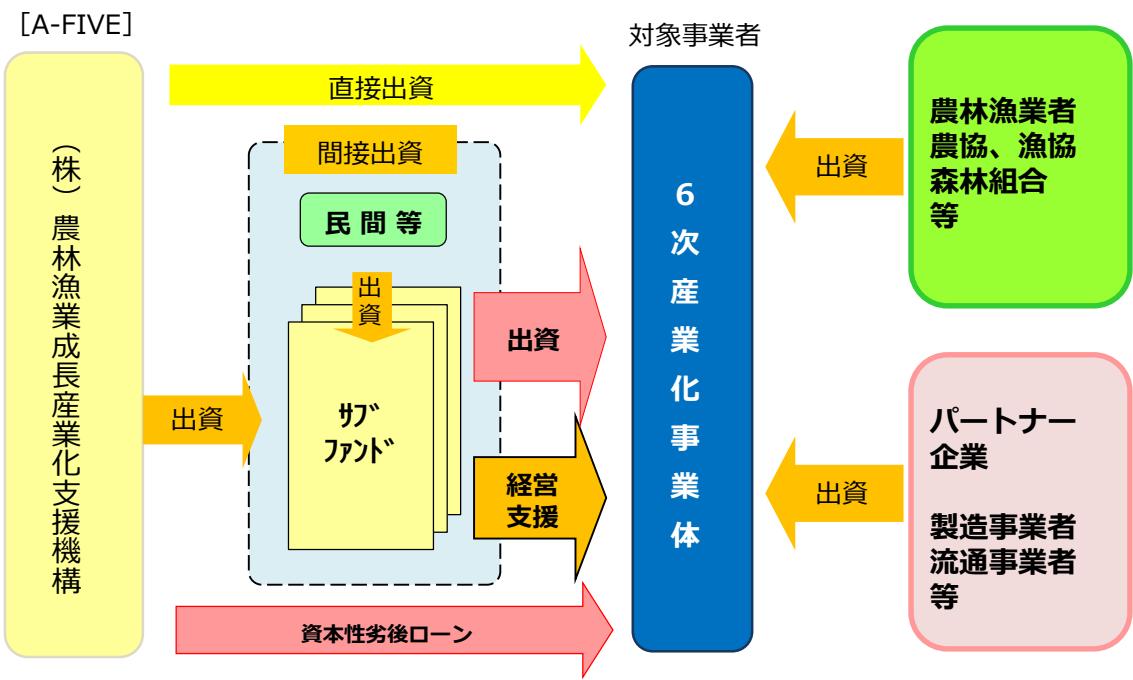
また、出資を受けた事業体は、民間金融機関等からの借入がしやすくなる、**資本性劣後ローンの利用が可能**です。

六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画を作成し、国の認定を受けた6次産業化事業体が支援の対象です。
※出資にあたっては、同計画の認定とともに、サブファンド等による事業計画・資金計画等の審査が必要です。

ファンド活用のメリット

- ◆ 出資等の期間は**最長15年間**。
- ◆ 経営に必要な用途であれば、**自由に使用が可能**（設備投資、運転資金等）。
- ◆ **自己資本の充実**により、**更なる民間融資等の活用が可能**。

【農林漁業成長産業化ファンドによる資金・支援の流れ】



*** ファンドの出資等に関しては、全国各地にあるサブファンドにお問い合わせ下さい。 ***

サブファンドの連絡先は、<http://www.a-five-j.co.jp>を御覧下さい。

もしくは、各種検索エンジンで「A-FIVE」と検索して下さい。

A-FIVE

検索

ファンドを活用した6次産業化事業の例

●ワインの醸造・販売事業

ぶどう生産者がワインメーカーと連携し、ファンド出資を受けた新会社において、パートナー企業の販路を活用したホテル・百貨店等の高単価マーケットへの販売を通じ、高品質ワインのブランド構築を目指す事業を展開。



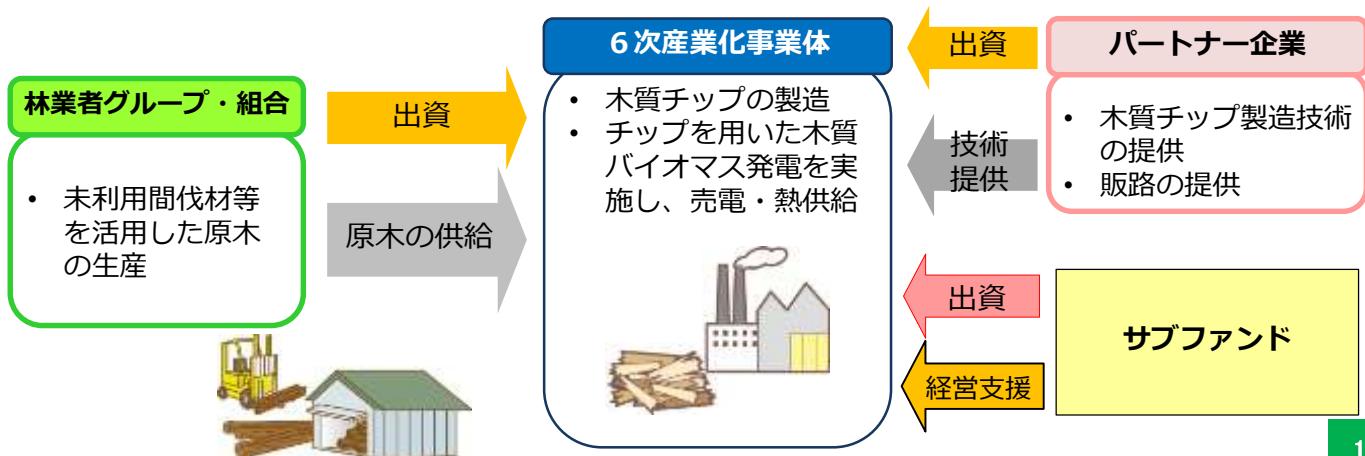
●新規需要米を主原料としたパンの製造販売事業

既に加工技術等のノウハウを持つ農業者が、ファンド出資を受けた新会社において、パンの製造加工施設を整備し、地域の他の農業者とも連携して、米を主原料に製造したパンの新たな販路開拓を目指す事業を展開。



●木質バイオマス発電事業

林業者グループが木質チップ製造事業者と連携し、ファンド出資を受けた新会社において、未利用間伐材から製造する木質チップを活用したバイオマス発電所を設置し、売電・熱供給を行う事業を展開。



六次産業化・地産地消法の認定事業者等に対する融資の特例

六次産業化・地産地消法による認定を受けて総合化事業に取り組む農林漁業者等及び促進事業者、農商工等連携促進法による認定を受けて農商工等連携促進事業に取り組む方は、以下の資金について特例措置を受けることができます。

加工施設を整備して、農産物の加工などに取り組みたいが、いい融資はないかな…。



総合化事業計画の認定を受けた認定事業者等の方々は、農業改良資金等で償還期間の延長等の特例措置を受けられます。

資金名：農業改良資金

金利：無利子

償還期間：通常10年以内が特例で12年以内に延長。

据置期間：通常3年以内が特例で5年以内に延長。

限度額：個人 5,000万円

限度額：法人・団体 1億5,000万円

お問い合わせ先：(株)日本政策金融公庫、農協等



資金名：林業・木材産業改善資金

金利：無利子

償還期間：通常10年以内が特例で12年以内に延長。

据置期間：通常3年以内が特例で5年以内に延長。

限度額：【林業】個人 1,500万円、会社 3,000万円

限度額：【林業】団体 5,000万円

限度額：【木材産業】1億円

お問い合わせ先：都道府県



資金名：沿岸漁業改善資金

金利：無利子

償還期間：通常の貸付けより1年又は2年延長。

据置期間：通常の貸付けより1年又は2年延長。

限度額：貸付内容により、限度額が異なります。

お問い合わせ先：都道府県、漁協



六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定について

- 農林漁業者等の皆様が6次産業化に取り組む計画(総合化事業計画(5年以内))を作成した場合、農林水産大臣の認定を受けることができます。

- 総合化事業とは、以下のいずれかに該当するものです。

- ・ 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
- ・ 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
- ・ これらを行うために必要な生産の方式の改善

※認定要件

次の2つが満たされなければならないです。

- ・ 農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること
- ・ 農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時までに向上し、終了時は黒字となること

- 総合化事業計画の認定は、地方農政局等で毎月行っていますので、お近くの地方農政局等までご相談ください。

自ら新商品を開発・販売して売上を向上！
総合化事業計画の認定を受けて支援策を活用！



農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定について

- 農林漁業者等の皆様が中小企業者と農商工連携に取り組む計画(農商工等連携事業計画(5年以内))を作成した場合、農林水産大臣及び経済産業大臣の認定を受けることができます。

- 農商工等連携事業とは、以下の基準に該当するものです。

- ・ 農林漁業者等と中小企業者が有機的に連携して実施する事業であること
- ・ それぞれの経営資源を有效地に活用したこと
- ・ 新商品又は新役務の開発、生産・提供又は需要の開拓を行うものであること

※認定要件

次の2つの指標が5年間で5%以上増加することが必要です。

- ・ 付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の合計)
- ・ 売上高(中小企業者については総売上高、農林漁業者については認定計画における農林水産物の売上高)

- 農商工等連携事業計画の認定は、地方農政局等及び地方経済産業局で年間3回(7月、10月、2月)行っていますので、お近くの地方農政局等及び地方経済産業局までご相談ください。

中小企業者と連携した新商品の開発・販売で売上を向上！
農商工等連携事業計画の認定を受けて支援策を活用！



6次産業化の推進に関する相談窓口

北海道農政事務所
生産経営産業部事業支援課

〒 0 6 4 - 8 5 1 8
北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22
エムズ南22条ビル
電話番号：0 1 1 - 3 3 0 - 8 8 1 0

〔担当都道府県〕
北海道

東北農政局
経営・事業支援部地域連携課

〒 9 8 0 - 0 0 1 4
宮城県仙台市青葉区本町3丁目3-1
仙台合同庁舎
電話番号：0 2 2 - 2 2 1 - 6 4 0 2

〔担当都道府県〕
青森県、岩手県、宮城県、
秋田県、山形県、福島県

関東農政局
経営・事業支援部地域連携課

〒 3 3 0 - 9 7 2 2
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館
電話番号：0 4 8 - 7 4 0 - 5 3 4 1

〔担当都道府県〕
茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、山梨県、
長野県、静岡県

北陸農政局
経営・事業支援部地域連携課

〒 9 2 0 - 8 5 6 6
石川県金沢市広坂2丁目2-60
金沢広坂合同庁舎
電話番号：0 7 6 - 2 3 2 - 4 2 3 3

〔担当都道府県〕
新潟県、富山県、
石川県、福井県

東海農政局
経営・事業支援部地域連携課

〒 4 6 0 - 8 5 1 6
愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2-2
農林総合庁舎1号館
電話番号：0 5 2 - 2 2 3 - 4 6 1 9

〔担当都道府県〕
岐阜県、愛知県、
三重県

近畿農政局
経営・事業支援部地域連携課

〒 6 0 2 - 8 0 5 4
京都府京都市上京区西洞院通下長者町
下る丁子風呂町
電話番号：0 7 5 - 4 1 4 - 9 1 0 1

〔担当都道府県〕
滋賀県、京都府、
大阪府、兵庫県、
奈良県、和歌山県

中国四国農政局
経営・事業支援部地域連携課

〒 7 0 0 - 8 5 3 2
岡山県岡山市北区下石井1丁目4-1
岡山第2合同庁舎
電話番号：0 8 6 - 2 2 4 - 9 4 1 5

〔担当都道府県〕
鳥取県、島根県、岡山県、
広島県、山口県、徳島県、
香川県、愛媛県、高知県

九州農政局
経営・事業支援部地域連携課

〒 8 6 0 - 8 5 2 7
熊本県熊本市西区春日2丁目10-1
熊本地方合同庁舎
電話番号：0 9 6 - 2 1 1 - 9 3 1 9

〔担当都道府県〕
福岡県、佐賀県、長崎県、
熊本県、大分県、宮崎県、
鹿児島県

沖縄総合事務局
農林水産部食品・環境課

〒 9 0 0 - 0 0 0 6
沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1
那覇第2地方合同庁舎2号館
電話番号：0 9 8 - 8 6 6 - 1 6 7 3

〔担当都道府県〕
沖縄県

※また、地方支局においても相談を受け付けておりますので、併せてご活用ください。

- 本省のお問い合わせ先：食料産業局産業連携課（電話番号：0 3 - 6 7 3 8 - 6 4 7 3）
- 6次産業化に関するホームページ
【<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>】をご覧ください。
もしくは各種検索エンジンで「6次産業化」と検索してください。

6次産業化

検索